

とりしんは、セカンドライフを応援!



とりしんで
年金をお受け取りの方
限定の商品!

隔月払型定期積金
スーパー積金
シニア積金
新登場!

0.1(年)%

(税引前)

年金受取口座より、2カ月に1回自動振替で積み立てる預金です。

スーパー積金店頭表示金利に

さらに上乗せ!

隔月払型定期積金「スーパーシニア積金」商品概要説明

お預けいただける方	当金庫で年金を受給中または新規・変更手続きを完了された個人の方(企業年金も可)
払込金額	10,000円以上
払込方法	年金受取指定口座からの自動振替限定
預入期間	2年(12回)、3年(18回)、4年(24回)、5年(30回)
利息	適用金利/スーパー積金の店頭表示金利に0.1%を上乗せした利率を適用し、満期日まで適用します。 支払方法/給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。 計算方法/給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算します。給付補填金には、復興特別所得税が課せられるため、20.315%の利子税(国税15.315%・地方税5%)がかかります。
中途解約率	当金庫所定の中途解約率を適用します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 定期積金は、預金保護制度の預金です。 最新の金利については、ホームページ又は店頭にてお問合わせください。 詳しくは店頭までおたずねください。

楽しく!
かしこく!
年金振込は
とりしんへ

年金振込指定の
各種特典は本支店窓口で
おたずねください。

ふれあい 大好き
鳥取信用金庫
<http://www.tottori-shinkin.co.jp>

くわしくは、最寄りの店舗または、フリーダイヤルにてお気軽にご相談ください。

0120-260-262 (お客様相談窓口)

●受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・振替休日・年末年始は除きます)

商 品 名	隔月払型定期積金 「スーパーシニア積金」	
お預けいただける方	当金庫で年金を受給中または新規・変更手続きを完了された個人の方* *年金受取指定口座のある営業店でのみのお取扱いとなります。	
払 込	①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月(偶数月)*に掛金を年金振込指定口座から自動振替により払込します。 ・10,000円以上 ・1,000円単位 ※掛込日は原則偶数月の15日とする。
期 間	2年(12回)、3年(18回)、4年(24回)、5年(30回)	
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
利 息 (給付補填備金)	(適用金利)	スーパー積金の店頭表示金利に0.1%(税引き前)を上乗せした利率を適用し、満期日まで適用します。
	(支払方法)	給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。
	(計算方法)	給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算します。給付補填金には20%*(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中 途 解 約 の お 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)	
金 利 情 報 の 入 手 方 法	ホームページ又は店頭にてお問合わせください。	
預金保険の適用	預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 詳しくは、店頭掲示のポスターをご覧ください。	
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9時~17時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。	
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。	
そ の 他 の 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または当初契約時の利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利息により計算します。 ・当金庫の他のキャンペーン商品との重複できません。 	